

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

公益法人制度の改正

Q : 平成20年度の税制改正では、公益法人税制の抜本的見直しがされるそうですが、どのようになるのですか？

A : これまでは、公益法人の設立も公益性の判断も主務官庁が行なってきましたが、改正によって公益性の判断は第三者機関がすることとなります。

【解説】

現行の公益法人制度は、主務官庁が公益法人の設立も公益性の判断も行なっていますが、公益法人制度改革によって、公益法人の設立は準則主義により、登記のみで行なうことができることとされ、公益性の判断については、第三者機関に移すこととされました。

具体的には、準則主義に基づいて設立される法人を「一般社団法人・一般財団法人」とし、そのうち、第三者機関から公益性の認定を受けた法人を「公益社団法人・公益財団法人」とすることとされます。

一般社団法人・一般財団法人は、事業に制限はありませんが、剰余金や残余財産を社員等に分配することができない法人ですが、第三者機関の認定を受けることによって公益社団法人・公益財団法人に移行することができます。

現行の社団法人・財団法人は、「一般社団法人及び財団法人に関する法律」の施行日(平成20年12月1日)から5年以内に公益社団法人・公益財団法人か一般社団法人・一般財団法人に移行申請しなければならず、移行しなかった場合は解散したものとみなされます。

